

- (5) 同時に教育委員会へ報告を行う。
- (6) 分析に基づき、方針を決定し、取組を実施する。
- (7) 被害児童とその保護者への支援を行う。
- (8) 加害児童への指導を行うと共に、その保護者に協力を求め、よりよい成長に向けて連携する。
- (9) 被害児童の生命、身体、財産に被害が生じる恐れのあるときは、直ちに警察等との連携を行う。
- (10) 関係した児童に対して、よりよい成長に向けた指導を行う。
- (11) いじめ等の起きた学級、学年等の児童に対して、よりよい人間関係を築き、学校生活を改善していくための指導を行う。
- (12) 以上の取組については、すべて定められた書式にて記録を行う。

### 1 情報ネットワークを介したいじめへの対応

- (1) 情報ネットワークによるいじめ（以下ネットいじめ）について最新の状況を把握する。
- (2) 情報モラルについての教育を計画的に実施する。
- (3) ネットいじめが起きたときは、関係機関を通して書き込み等の削除を行い、前項に示した対応を行う。

## 第7 重大事態への対処

### 1 基本的な考え方

ここで言う重大事態とは、何らかの要因でいわゆる被害児童が通常の生活ができなくなってしまう事態に追い込まれる状況、さらには生命の危険にさらされるような事態に追い込まれるなどの状況を指すものであって、緊急かつ総力を挙げてただちに対応しなければならない事態と捉える。

ただ、根本においてはそのような状況に陥ることをはじめから想定するものではない。なぜなら、そうした状況は何としても避けるべき問題ととらえているからである。すなわち、いじめの兆候を見逃すことなく、いじめの事実を把握した場合、徹底した対応、対策を行うことに総力で取り組むことこそが大切にされなければならない。

### 2 調査

重大事態が起きたときは、教育委員会の指導を受けて、対応する主体等を決定する。学校が調査を行う場合においては、「いじめ対策委員会」を中心に、被害児童及び保護者の

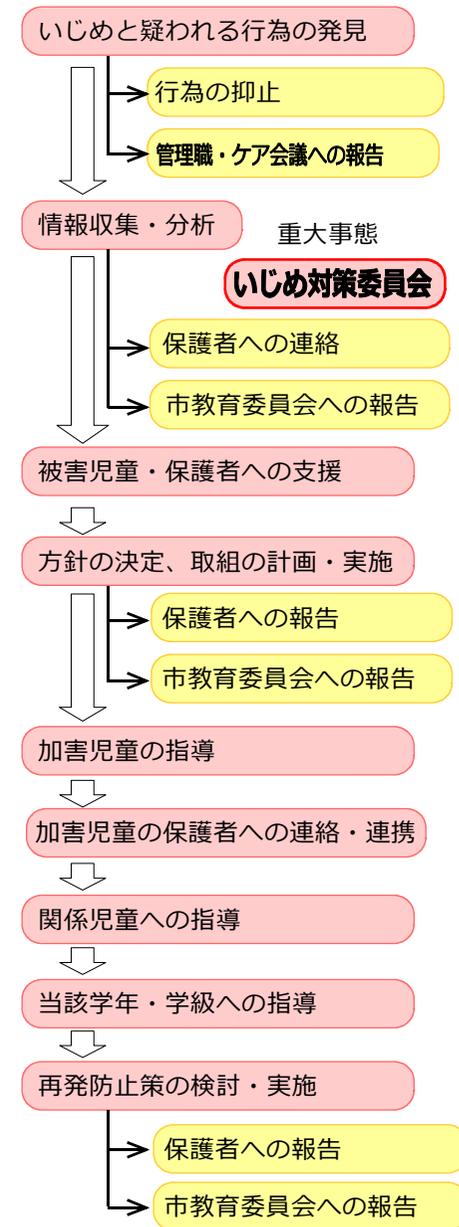


図8 いじめ対応の流れ

